

地域団体商標「淡路島たまねぎ」管理運営規定

兵庫県玉葱協会

(目的)

第1条 地域団体商標「淡路島たまねぎ」(以下「商標」という。)取扱い自主ガイドライン(案)(以下「ガイドライン」という。)に基づき商標使用に際し、適正かつ円滑に管理することを目的とする。

(構成員)

第2条 商標の管理運営を行う者は、以下の団体(「構成員」という。)とする。

兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所

兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所南淡路農業改良普及センター

兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所北淡路農業改良普及センター

兵庫県立農林水産技術総合センター淡路農業技術センター

淡路市

洲本市

南あわじ市

淡路日の出農業協同組合

あわじ島農業協同組合

淡路玉葱商業協同組合

兵庫県玉葱協会

全国農業協同組合連合会兵庫県本部

(事務局)

第3条 管理運営を行う事務局は、兵庫県玉葱協会に置く。

(商標使用)

第4条 この商標を使用するに際しては、ガイドラインの趣旨内容を理解するとともに、使用する者は、商標使用誓約書を事務局に提出し適正と認められた者に商標使用証を発行する。

(権利侵害への措置)

第5条 この商標に対し、商標法第37条に掲げられた商標権を侵害とみなす行為があった場合は、商標法第36条に基づき、その侵害の停止又は予防を請求する。

附則

この管理運営規定は平成23年4月1日から施行する。